

平成 24 年 3 月 28 日公布(政令 第 70 号)

【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令】(抄録)

(経過措置)

第三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前にされた改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項本文の許可(同項に規定する放射線発生装置の使用(以下単に「放射線発生装置の使用」という。)に係るものに限る。)又は旧法第十条第二項本文の許可(旧法第三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項のうち放射線発生装置の使用に係るものの変更に係るものに限る。)の申請であって、改正法の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。